

一 地方創造と生涯教育体制 確立のための構想

むなかた
——福岡県宗像町における社会教育行政
10ヵ年計画（昭和56年～昭和65年）の論理と方法——

三 浦 清一郎
(福岡教育大学)

1 社会構造の変化と宗像町の現状

我が国の経済成長や技術革新の進展に伴う社会構造の変化は極めて急激であり、その傾向は今後も引き続き持続するものと予想される。全国的にみた社会構造の変化の諸要素は、既に昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」で総合的に指摘されたところであるが、このことは、ひとり全国的な傾向のみにとどまらず、各地方においてもそれぞれの自然的、歴史的、経済的条件を反映しながらもほぼ共通の傾向を示したといつても過言ではあるまい。社会教育審議会答申が指摘した社会構造の変化、およびそこから波及する諸問題を列挙すれば次のとおりである。①人口構造の変化——老齢化、②家庭生活の変化——少子家族化、核家族化、消費の単位としての家庭、家事労働の軽減、職住分離、主婦就労の増加、③都市化——自然の喪失、交通災害、公害、生活様式の個人主義化、過密と過疎、郷土意識の喪失、④高学歴化——学習意欲・学習能力の

高度化、学習内容の多様化・高度化、⑤工業化、情報化——就業構造の高次化、巨大組織の発達、情報の洪水、価値観の混乱及び対立、⑥国際化

福岡県宗像町の状況も上で指摘された傾向および諸問題のほとんどをかかえこんでおり、宗像町民の生活の万般に渡る急速かつ大幅な変化をもたらしつつある。宗像町は、福岡市、北九州市という二大百万都市を結ぶ国鉄および国道交通の中間に位置し、まさしく現代社会の構造変化に伴う諸影響をもろに被っているのである。すなわち、数年前には農業を基盤とした純朴な宗像町も、現在人口五万三千人、サラリーマン世帯が七割を占めるベッドタウンに変貌し、会社134、銀行18、診療施設44、大型店舗2、都市的業態従事者率90%の数字が示すように、人口の急増およびその結果としての都市化が着実に進行している。人口急増地域の特徴として、生活様式の都市化、高学歴人口の流入、新興団地の新流入人口におけるコミュニティ感情や郷土意識の欠落、旧来の住民との交流の場や機会の不足など“地域”にまつわる問題も多くなっている。

2 社会教育行政10ヵ年計画の性格と策定 の由来

(一) 計画策定のための調査研究

宗像町は人口規模からいって全国一の町であり、昭和56年度から市制の施行が予定されている。宗像町はこの市制施行を機に町行政のあらゆる分野で、向こう10年間の行政施策上の「基本構想」および「基本計画」を策定することとしたのである。その一環として宗像町教育委員会は、社会教育の分野においても、生涯教育の視点および町づくりへの積極的貢献という観点から、社会教育行政における「基本構想」および「基本計画」を策定することとなり、社会教育委員会あてその内容検討の諮問が行われた。本稿はこの宗像町社会教育行政10ヵ年計画の策定における論理と方法を分析し、そこから

地方の創造と生涯教育体制確立のための諸条件を取り出そうとする試みである。

宗像町における社会教育行政の「基本構想」と「基本計画」の作成は、第1に過去の社会教育行政および社会教育諸活動を分析すること、第2に現在の町民が抱いている社会教育への期待や注文、意見等を「社会教育基本調査（昭和55年3月実施）」によって明らかにすること、第3に類似他市町村および社会教育分野における先進市町村の実践事例を比較考量することから開始された。第1の分析結果は、宗像町における社会教育が、施設や財政の悪条件の中で、また社会教育に対する意義づけが必ずしも高くなかった社会的な情勢の中でややもすると固定的かつ狭い枠の中にその機能を限定せざるをえない傾向があったことを関係者が認めている。すなわち、社会教育諸活動の受け皿としての施設の整備状況は、五万人を遙かに超える人口に対して、わずかに公立公民館三館と学校一箇所にナイター施設を備えるだけである。また、社会教育行政施策の立案に際しての調査等も行われていず、そこには計画性、科学性を欠く恨みがあった。社会教育諸活動のための条件整備を任務とする社会教育行政部門と、住民の社会教育活動に直接係わる社会教育施設の事業部門との役割分担も不徹底のまま個別の業務や事業に追われてきたのが実情であった。さらに、社会教育活動の内容領域の面でも、国民的課題である同和教育への取り組みも弱く、また極めて豊かな歴史環境にありながら、文化財の発掘、保存等の面で著しい立ち遅れをみせている。

第2の「社会教育基本調査」の結果は、上記の「社会教育行政基本構想および基本計画」策定のうえで非常に重要な資料となる住民の意向や要望を明らかにした。この調査が取り扱った主な内容は以下列挙するとおりである。
①居住環境としての宗像町の評価及びその理由、②日常生活の中の住民の気がかり事項、③日常生活の中の住民の具体的な学習要求及び学習のための諸条件、④日常生活の中の宗像町の子どもたちに対する住民の診断、⑤余暇時間、⑥疲労感、「夢」の有無等の生活実感、⑦日常生活中の問題解決のための相談機会の有無、⑧生きがいの対象、⑨ボランティア志向の有無、⑩グ

ループ・サークルへの参加の有無, ⑪社会教育活動への参加の有無, ⑫学校開放構想についての賛否, ⑬町民の連帯, 相互協力, 義務履行についての診断, ⑭宗像町行政についての具体的改善点の提案

第3に, 他市町村との比較考量の結果想起された主な視点は次のとおりである。①学校開放の為の条件の整備と付設施設への配慮, ②人材, ボランティアの発掘および活用の為の調査, ③多目的施設の建設, ④教育相談事業の制度化, ⑤読書活動推進の為の諸方策

(二) 行政計画の理念とその具体化のための前提条件

以上三つの検討結果から, 社会教育行政の「基本構想」および「基本計画」を策定していったわけであるが, 立案に先立って関係者は, 宗像町における社会教育の大前提を先に述べたように「生涯教育体制の確立」および「町づくり」と定め, この思想を基本理念として次のようにスローガン化した。「社会教育で学び, 社会教育で結ぶ——誰もが自由に, かつ楽しく学び, 人々の交流を促進し, 相互に協力の手をさしのべ, 自らの手で作りあげる, 自らの故郷——」。社会教育行政の「基本構想」は上記の理念にのっとって, 第1に, 市民の日常生活における学習・活動要求への対応, 第2に, 従来の教育および学習についての伝統的かつ固定的観念を打破して, 個人学習を含む自発的な学習や活動全般に対する教育的配慮を全て含むように社会教育を広範囲かつ柔軟にとらえること, 第3に, 学習や活動を通して, 人々の触れ合いや交流を様々な角度から促進し, 人々の連帯感を高め, 相互の協力を惜しまない体制を作り上げ, 最終的には豊かな, かつ人々が愛する郷土を人々自身の手で創り上げていく社会的風土の形成を目指すことを十分に配慮している。

3 宗像町における社会教育行政計画の基本構造

社会教育行政計画の基本構造は三部構成を採用した。第1に、社会教育行政計画の理念および全体的な方向を示すための「基本構想」を核とし、第2に、領域別事業計画の枠組みを示す「基本計画」を置き、第3に、個々の事業についての具体的な予算及びスケジュールを伴った「実施計画」を配した。

(一) 社会教育行政「基本構想」の構造

前述の「理念」を基本として、総合的、体系的かつ具体性と計画性に富んだ計画を確立するため、「基本構想」の主要観点を以下の五点に求めた。この五点は、より具体的な社会教育行政「基本計画」の作成に際してその背景をなす考え方である。

(1) 社会教育基幹施設の整備と関連分野との連携の強化

宗像町における社会教育は、生涯教育の視点に立ってあらゆる年齢階層の人々の教育要求に対応する努力を払うことが必要である。そのため、社会教育活動や学習の受け皿としての社会教育基幹施設が非常に乏しい状況に鑑みて、文化・教育活動、体育活動、野外活動のための施設群の建設と利用しうる既存施設の活用促進を図る。また、学校教育および家庭教育と社会教育との連携を深め、宗像町における教育活動の一貫性と効率性を高めるための絶えざる相互の交流や協力・調整を促進する。

(2) 人づくり、町づくりを目指す社会教育・文化・スポーツ団体の育成

社会教育諸活動が人々相互の交流を促進し、そこから生まれる連帯感や助け合いを基盤とした町づくりを志向するとすれば、当然のことながらそれは人づくりの方向と密接に係わらざるをえない。社会教育が志向する町づくりは、すなわち人づくりを経由せざるをえないということである。宗像町にお

ける社会教育の目標としての人づくりの基本的観点は、第1に人々の交流を通じた連帯感の醸成、第2に自発的、自主的な活動を積み上げていくことによるコミュニティにおける社会的責任の自覚と義務の履行、第3に手をつなぎあった人々の親近感を深め、やがては相互に高め合い、助け合う相互援助体制の確立とした。以上の観点から具体的な方策としては、社会教育に係わる種々の民間団体の育成、団体活動のための指導者の養成および各団体間の連携の強化を図る諸施策を検討した。

(3) 教育要求の把握と活動機会の提供

社会教育事業の実施と展開に当たっては、調査等の技法を利用して住民の教育要求を的確にとらえ、それを踏まえた学習プログラムの開発を促進すると同時に、人々が自発的かつ個人のレベルで学習や活動ができるよう方法上の工夫をこらし、同時に必要な情報の提供、相談機会の提供など活動（学習）を進めいくうえでの基本条件を整える必要がある。また、内容領域別活動機会の提供を促進するため、現状では取り組みの遅れている同和教育や読書活動の推進を図り、さらに体育・スポーツ分野のよりいっそうの進行が必要である。次に、対象人口別の活動機会の提供を促進するため、現在様々な問題点を指摘されている青少年教育の強化、社会教育プログラムの対象としてはほとんど登場していない成人男子を対象とした諸活動の充実が急務である。

(4) 自主活動の促進

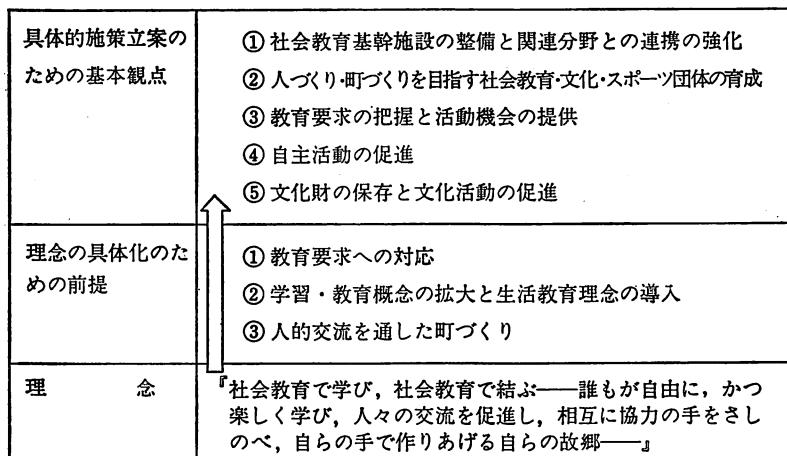
社会教育は単に行政主導型あるいは講師主導型の活動にとどまらず、広く町民のエネルギーと能力を結集し、いわゆるボランティア活動の分野を発展させ、人々の自発的活動が人々自身に還元されるにとどまらず、相互に高め合い、あるいは援助の手を差しのべ、最終的には宗像町の町づくりへと連なっていくような活動機会と条件を創造することが必要である。昭和55年度事業の核として進行している「宗像町登山道整備ボランティア事業」は、町内各種団体から約3千人の参加者を得て実行される予定であるが、社会教育活動を町づくりに結合する具体策として新しい方向を打ち出したものである。

(5) 文化財の保存と文化活動の促進

宗像町は歴史的な遺産に恵まれた町であり、発掘文化財や史跡は非常に豊かである。これら文化財や歴史資料の価値を町民の共有財産とし、その保存を図り、伝統に恥じぬ各種創作活動の機会を社会教育行政と民間の諸団体が一致協力して作り上げることが重要である。

以上の社会教育行政「基本構想」の構造を図式化するとおよそ次のようになるであろう。

図1 「基本構想」の構造



(二) 社会教育行政「基本計画」の構造

(1) 「基本計画」策定のために予測した将来の変化

既に見えてきたような社会教育諸条件の変化は、多少の修正を必要としつつも将来とも何らかの形で継続していくことが予想され、宗像町における社会教育行政「基本計画」の策定に当たってもこれらの諸変化への細心かつ具体的な対応が要求されることはいうまでもない。さらに必要なことは、既述の過去および現状の分析に加えて、今後の日本社会および宗像町を取り巻く状況がどのように変化していくかについての見通しと、それらの予想される変化に対処するためにどのような手立てが可能であるかについての洞察であろう。

ア 省エネルギー化傾向のいっそうの進展

新しく予想される変化の第1は「省エネルギー化」のいっそうの進展である。このことは施設の整備、プログラムの実施、学習内容の編成等において最大限の考慮が払われるべきである。例えば、施設の建設に当たっては、設計の段階から太陽エネルギー、風力、水力等の利用を前提としたり、採光、通風、水洗施設等についての水資源の再利用、断熱材の利用などの工夫が可能である。

イ 漸進的公務員削減傾向

第2の変化は、経済成長の漸進化傾向あるいは経済成長率の低下に伴う一連の行政改革の進行による公務員の人員削減の徹底化である。このことは例えば、社会教育施設の設置に当たって職員の配置をどう確保するのか、多様化しつつ膨張するプログラムに従来と同じような行政主導型の方法で対応して行くことが可能かどうか、地域における有志指導者やボランティアの組織化と研修をどのようにするか等々の問題をもたらすであろう。

ウ 学校負担の増加傾向——学社連携の強化

第3の変化は、在学青少年に対する学校教育の負担が非常に大きくなるだろうという予想である。既に指摘されているように、近年における核家族化傾向と主婦の就労に伴う家庭の教育機能の低下または不在という問題に加えて、産業構造の変化に伴って家庭は消費の単位となり、また「職住分離」の傾向がますます激化して親子がいっしょに生活する時間は当然激減した。このような状況のなかで、子どもは親の働く姿に接したり、親子がいっしょに働くことが極めてまれとなつた。すなわちこの面でも、世代の断絶や社会的訓練の場としての家庭の機能の著しい低下が指摘されるのである。このような家庭教育機能の著しい低下のしわ寄せが学校にもたらされ、学校は児童生徒の生活万般について指導を引き受けざるをえないと同時に、学校が引き受ける児童生徒は家庭における基本生活習慣の訓練すらも極めて不十分のままやってくるということが現実である。この種の問題への対応をも含めて、文部省は既に“ゆとり”と“充実”をめざしたカリキュラムの改訂を断行した

が、たとえそれが実行に移されたとしても、現在の学校のもてる人的・物的資源の範囲内で青少年が必要としている教育と訓練とをすべてカバーすることは困難である。さらに、学校における週休二日制が実施に移される場合を想定すれば、社会教育はその方法、内容面で学校教育との連携協力関係を今後いっそう密にしていかなければならない。

エ 生活要求の個性化・平等化傾向

第4の変化は、既に過去にも指摘された傾向であるが、社会的通念の面での人々の個性化と平等化への願いが非常に高まってくると思われることである。すなわち個性化傾向は、従来いわれてきた価値観の多様化をいっそう押し進め、多様な生活の型すなわち多様な学習要求として具体化してくるものと考えられる。また、平等化への願いは、同和教育の徹底、婦人の急速な社会的進出、身体障害者への教育的な配慮、高齢者への社会的・教育的配慮などの問題として社会教育の分野でも具体化してくることになるだろう。

オ 地域の復活

第5の変化は地域の復活ということであろう。地域は二つの点で復活していくことが予想される。一つは、既に政治において地方の時代などといわれているように、全体社会との関係で、地域の個性化・平等化への求めが高まっていることであろう。個性化という点でみれば、例えば社会教育においては、地域の個性としての歴史、伝統、文化の見直し、保護、育成など全体社会と対比した地域の特性が強調されることになるだろう。また、平等化という点では、過疎、過密の問題とも相まって、物的環境的諸条件の格差は正が強く要求されることになるだろう。地域の復活の第2の点は、新興団地等に典型的に見られるような交流のないばらばらの個人が、共通の地理的空間で、それぞれ自由に、あるいは勝手に生活を営んでいるだけでは、青少年教育を始めとして生活の諸領域で様々な障害が生じるということへの自覚の高まりである。すなわち、モデルコミュニティあるいはコミュニティづくりのスローガンに代表される、個人の連帯を基盤とした地域生活の復活という視点である。そのためには、社会教育における諸活動を通しての地域の人々の

交流や出会いを用意することが最も重要な問題となってくる。以上をまとめれば、地域の復活の第1は、全体社会から独立した地域の見直しという意味であり、第2は、ばらばらの個人では社会生活が成り立たないという視点からコミュニティの形成をめざすという地域の復活である。

(2) 「基本計画」策定上の前提条件

今後10年間の社会教育行政施策の展開に当たっては、以下に述べるような施設整備や社会教育活動の促進援助に係わる重要な事業が山積しており、社会教育行政が当面する諸問題の守備範囲の拡大は従来に倍するものがある。したがって、現行の職員体制および役割分担、事務分掌によっては、到底これらに対処しえるものではない。「基本計画」の策定においてはこれら量的・質的な仕事の拡大に対処すべく、第1に、行政機構整備の視点としての人員増、第2に、個々の事業を展開していくうえでのプロジェクト・チームの編成、第3に、個々の事業を展開する期間だけに限定して非常勤職員を採用し、上記プロジェクト・チームへ編入することが必要不可欠である。第4には、社会教育に関する調査活動や指導者養成のための研修事業等については、できるだけ他の専門機関、例えば大学や研究機関等への委託やそれらとの連携が考慮されなければならない。

(3) 「基本計画」の柱立て

「基本計画」の策定は「基本構想」の土台の上に行われるが、このことは「基本計画」の中に盛り込まれる諸事業が従来の社会教育の概念の枠内にとどまらず、生涯教育の体制づくりおよび町づくりの観点から、先に示した「基本構想」の理念の具体化のための三つの前提および具体的施策立案のための五つの基本観点を踏まえて検討されることを意味している。「基本計画」の柱立ては四領域から構成し、次のとおりとした。

- ① 主として社会教育の基幹施設の条件整備に係わるもの
- ② 主として社会教育関係団体の諸活動の促進・援助のための条件整備に係わるもの
- ③ 主として社会教育諸活動の“機会”的提供に係わるもの

④ その他、文化財・自然の保護、芸術活動の奨励等に係わるもの
以上の柱立てを個別に説明すると以下のとおりである。

① 主として社会教育の基幹施設の条件整備に係わるもの

社会教育活動や学習の受け皿としての基幹施設は、住民が日常生活の中で気軽に利用できる距離的条件、すなわち第一次生活圏または具体的に小学校区ごとに整備されることが必要である。現在このような施設は公民館によって代表されている。しかしながら現実には、宗像町においても他の大部分の市町村と同様、小学校区ごとの公民館設置は到底不可能であり、地区の人々の大幅な自己負担による類似公民館の建設等によってかろうじて活動の場を確保している。公民館のような地域内の地区別に設置される日常生活圏施設の整備には、膨大な財政的負担および時間を要するので、これを早急に実現することは不可能である。そこで並行した策として第1には、類似公民館の新增改築に際しては図書館、軽スポーツ場、調理室、研修室等の施設および

表1 主として社会教育の基幹施設の条件整備に係わる
もの

- コミュニティ地区ごとの公民館の充実
- 類似公民館整備
- 学校開放のための施設の条件の整備
- 大集会施設（例えば文化会館）
- 市民体育館
- 球場
- 総合グラウンド
- 弓道場
- テニスコート
- 屋内プール
- サイクリングコース
- 野外活動センター 総合的なレクリエーション施設の建設
- 野外音楽堂
- キャンプ場
- 文化財の保管展示のための資料館の設置

(注) 上記の施設の他、実際的には、社会教育施設としての機能を果たす
「農業改善センター」(2館)の建設も予定されている。

その他付随施設を設置するよう行政的な指導および援助等を講ずることを考えたのである。具体的には、類似公民館の新增改築に際しての町当局からの補助金の交付に当たっては、上記施設等を含む建設案に対し優遇補助を与えるなどの間接的指導が必要であることを確認した。並行実施策の第2は、既存の学校を開放し、また開放できるような施設設計上および利用上の条件やルールを設定し、学校教育施設の効率的利用を図ることである。次に、社会教育諸施設ならびに学校開放等の管理運営に当たっては、町財政の負担および公務員の削減傾向を勘案し、職員ならびに非常勤職員等の配置は必要最小限にとどめ、可能な限り地域住民を中心とした自主管理・自主運営方式の導入を図る必要がある。ちなみに、宗像町の場合、民間の「体育協会」や「文化振興協議会」と協議の上取扱選択された向こう10年間に建設予定の生涯教育諸施設は表1のとおりである。

② 主として社会教育関係団体の諸活動の促進・援助のための条件整備に係わるもの

社会教育行政は、本来住民の自主的な活動を促進・援助するための条件整備を行うことを任務とするが、施設整備の次に重要なのは住民の自主的な活動を支える民間団体の育成および活動の具体的な展開を指導するリーダーの養成である。民間団体の活動を促進・援助する方策としては、既存の社会教育関係団体のリーダー研修や行政広報紙での民間団体のための情報提供機会の提供などの働きかけや援助は当然のこととして、さらにこれらの諸団体間の横の連絡や協力を充実していくために、連絡協議会等の連合組織を強化・充実することが必要である。また、各団体の活動の場となる社会教育諸施設の有機的結合、機能の分担、指導体制の整備を図る必要がある。民間団体の育成に当たっては、従来のように行政主導型ないしは行政依存型の社会教育関係団体の状況を改め、例えば、各種団体の事務等までも社会教育行政当局が担当してきたという状況を改め、社会教育本来の趣旨にのっとって徐々に各民間団体の自主的な運営に移管していくよう指導・助言することが重要である。さらに、新しく形成される団体・サークル等の育成を配慮し

て、当該団体が自主的に運営できるようになるまでの特別の援助策、例えば補助金の時限交付などが必要となる。次に、住民の自主的な活動の展開において指導に当たるリーダーの養成は、第1に各種社会教育関係団体のリーダー・役員の研修、第2に一般住民の中からの人材の発掘と活用がある。この場合、良き指導者の養成は決して一朝一夕にできるものではないことは言うまでもなく、社会教育行政当局がその年間事業計画の中に定期的に位置づけ、各団体における指導者の交替による活動機能の低下を防ぎ、指導や運営の知識、技術の蓄積が図られるように研修機会を充実しなければならない。この場合、研修の対象とするのは、いわゆる既存の団体・サークルのリーダーに限定せず、例えば類似公民館の館長、町内会の役員など地域の諸活動を通して町づくりに係わっている人々をも含めることが重要である。第2の地域住民のなかの人材を発掘し、これらの人々の特技や才能を社会教育諸活動の中で活用していくこと（「ボランティア人材活用事業」）は、社会教育の相互学習の趣旨にものっとり、また地域の人々の交流を促進し、かつ物的条件に恵まれていない社会教育において人的資源を確保することができるという以上三つの特徴を持っているのである。地域の人材を発掘する際には、いわゆる「人材発掘調査」の実施はもとより、発掘した人材にどこでどう活動の機会を提供するかについての「人材活用のための調査」があわせて必要になる。さらに、発掘された人材は必ずしも社会教育の具体的場面で指導能力を発揮できるとは限らないので、社会教育活動に係わるための事前の諸準備・研修を用意することが必要である。最後に重要なことは、必ずしも特技や人々に抜きんでた才能を持つ指導者ではないが、地域のためにあれば役に立ちたいと考える一般ボランティアの人々の発掘と組織化である。これらの人々は、必ずしも特別の技能や才能を発揮するということではないが、地域に連帯感を生み出し、人と人との結び、自分たちの町のことは自分たちの手でするというその「志」において、社会教育諸活動や町づくりの発展のために最も基本的な「力」となるものである。具体的な活動の場面としては、日常における子ども会等青少年活動の指導、公民館活動等への労力提供、地域における

文庫活動などがあろう。この場合も「ボランティア発掘のための調査」および「ボランティア活用のための調査」がともに必要であり、具体的なボランティア活動に係わるための事前の準備・研修が必要であることはいうまでもない。この第2の領域に属する向こう10年間の諸施策は次表のとおりである。

**表2 主として社会教育関係団体の諸活動の促進・援助
のための条件整備に係わるもの**

(1) 団体育成
・民間団体の育成——連絡協議会等連合組織の強化、充実
・各民間団体の自主的な運営に移管
・補助金の時限交付
・行政広報による情報提供機会の提供
・一定期間毎の調査
(2) 指導者養成
・年間事業計画の中の定期的位置づけ（研修）
・研修の対象の拡大 例えば地域の諸活動を通じて町づくりに係わっている人々
・人材発掘調査
・人材活用調査
・事前の準備研修
(3) ボランティア養成
・一般ボランティアの発掘と組織化
・子供会活動の指導
・公民館活動等への労力提供
・地域における文庫活動
・ボランティア発掘調査
・ボランティア活用調査
・事前の準備研修

③ 主として社会教育諸活動の“機会”の提供に係わるもの

社会教育における活動機会の提供については次の三つの視点から検討を行った。

- ア 内容・領域別活動機会の提供
- イ 対象人口別活動機会の提供
- ウ 方法別活動機会の提供

ア 内容・領域別活動機会の提供

内容・領域別活動機会については、(ア)同和教育の推進、(イ)体育の振興、(ウ)読書活動の推進、(エ)趣味・教養型学習（活動）の提供、(オ)職業教育、(カ)市民教育等が想定されるが、宗像町においては社会教育の現状、すなわち社会教育行政能力と從来の社会教育プログラムの推移の両者に鑑みて、初めに述べた三点、同和教育、体育、読書活動の推進・振興を向こう10年間の重点事項とした。

イ 対象人口別活動機会の提供

対象人口別活動機会の提供については、既に発表された研究成果、例えばハビーガーストやエリクソン、リリエンタールらの発達課題論などを参照し、乳幼児期から高齢期までいわゆるライフ・サイクルを六領域に区分し、それぞれの年齢領域が当面する諸問題を明らかにし、その中から社会教育が引き受けるべき諸課題を引き出したが、宗像町においては特に、(ア)青少年教育の推進、(イ)成人教育（成人男子のための教育）の推進、(ウ)高齢者を対象とした人材活用事業を計画の重点目標に据えた。

ウ 方法別活動機会の提供

生涯教育、生涯学習の理念は、人々がいつでも、どこでも、あらゆる機会と方法を駆使して、自発的な学習を進めることを最大の主眼としている。すなわち、生涯教育の体制の確立に当たっては、一方では從来の社会教育が用意できなかった新しい、かつ大胆な学習方法を導入すると同時に、他方では從来の社会教育事業をいっそうきめ細かく配慮していくことが必要である。方法的に見た場合、從来の社会教育事業は、第1に行政主導型であり、第2に集合学習型であり、第3にその集合学習は講師主導型である傾向が強かった。逆にいえば、人々の学習がいつでも、どこでも、あらゆる機会と方法を駆使して行われる保障はむしろなかったといわねばならない。例えば、現今やっとその意義と方法上の利点が認識されてきた放送利用学習、あるいは人々が当面する諸問題についての情報提供事業または相談機会の提供（カウン

セリング・サービス), 図書館施設等を利用した個人学習への援助等々のサービスは、まだほとんど手がつけられていないのが現状である。すなわち、情報提供事業も相談事業も、その他個人学習の援助を目的とした事業も側面的な学習援助機能の整備ということであり、生涯教育の体制づくりにおいては不可欠の条件である。以上の三つの視点から見て想定された、宗像町における社会教育活動の機会の提供に係わる諸事業のうち、向こう10年間の重点項目を列挙すると次の表のとおりである。

表3 主として社会教育諸活動の“機会”の提供に係わるもの

(1) 内容領域別
ア 同和教育の推進
・各種研修会、講演会、指導者研修会
・識字学級
・同和地区子供会への学習援助
・義務教育課程における補充学習
・啓発事業および教育活動の推進
イ 体育の振興
・市民総スポーツをめざす
・体育協会の組織強化
・市民体育祭
・スポーツ指導者養成のための各種講習会
・競技団体(種目)の拡大による受け入れ体制の充実
ウ 読書活動の推進
・中央図書館の建設
・小学校区毎の地区公民館や分館に図書館設置
・類似公民館に一定規模の蔵書の具備
・配本車による配本
・優良図書の紹介
・研修会、図書管理者講習会
・読書グループの育成
・レファレンスサービス等、図書相談事業の推進
エ その他
・個人に係わる実利実益型の領域での受益者負担の原則の導入
・地域全体に係わる課題への社会教育事業予算の投入
・一定期間ごとの学習要求調査→プログラムへの反映
(2) 対象人口別
ア 青少年教育の推進

- ・青少年育成会の組織強化
 - ・子供会や青年団体の育成
 - ・相談センター
 - ・子どもの遊び場
 - ・青少年ホーム
 - ・少年自然の森
 - ・キャンプ場
 - ・ジュニア・シニアリーダーの養成、活用
 - ・野外活動機材の貸し出し
 - ・視聴覚機材の貸し出し
- 「機会と場」の提供
- 学習の援助の促進
- イ 成人教育の推進
(公民館等施設整備とあわせて)
- 高齢者や成人男子を対象とした各種学級、講座増設
 - 高齢者や成人男子の人材活用事業の導入
 - 高齢者・成人男子を社会教育活動に引き出す諸策
- (3) 方法別
- ・放送を利用した個人学習への援助
 - ・カウンセリングサービス（の制度化）
 - ・学習や活動に係わる情報の提供
 - ・集団学習から個人学習へ
 - ・講師主導型から学習者主導型へ
 - ・中央公民館や中央図書館においての側面的な学習援助機能の整備
 - ・各居住地区コミュニティの自治公民館の積極的活用
 - ・全住民が活用できるような自治公民館の柔軟性のある利用条件整備

④ その他、文化財・自然の保護、芸術活動の奨励等に係わるもの

宗像町は福岡県北部玄海灘のほとりに位置し、古くから歴史の舞台として登場し、その結果文化・伝統の蓄積も極めて豊富である。急激な人口増の結果、町の外観および人々のつながりに著しい変化がもたらされたが、変化の第1は、地域連帯感の喪失と新しい町づくりの必要であろう。変化の第2は、宗像の自然および文化財の保護・育成の機運である。また、伝統に恥じぬ地域の芸術活動の振興をめざして、民間団体の活動の活発化や育成に務めなければならない。ことに民間団体自身の自覚が高まり、昭和54年には初めて文化団体の連合組織が結成された。本領域における向こう10年間の重点施策を列挙すれば次のとおりである。

表4 その他、文化財・自然の保護、芸術活動の奨励等に係わるもの

- ・音楽、演劇、美術等の鑑賞や創作活動の機会の提供
 - ・歴史、民俗、芸術、自然科学等に関する資料の収集、保管、展示
 - ・天然記念物、指定文化財等の保護
 - ・町史の編さん→教養の増進、調査研究の奨励
 - ・文化会館、歴史資料館等の施設の整備→「場と機会」の提供
 - ・文化振興協議会
 - ・郷土史研究会
 - ・各種文化保存会
 - ・植物友の会
 - ・指導者の養成、派遣等の援助活動の促進
 - ・仏像の修復
 - ・町内の史跡の保護・整備
 - ・史跡めぐりコースの設定
- 団体育成

(4) 社会教育行政「基本計画」の構造

以上を総括して表示すると次のとおりである。

表5 社会教育行政「基本計画」の構造

1 主として社会教育の基幹施設の整備に係わるもの

- ・小学校区ごとの公民館の充実
- ・類似公民館整備
- ・学校開放のための施設の条件の整備
- ・大集会施設（例えば文化会館）
- ・市民体育館
- ・球 場
- ・総合グラウンド
- ・弓道場
- ・テニスコート
- ・屋内プール
- ・サイクリングコース
- ・野外活動センター 総合的なレクリエーション施設の建設
- ・野外音楽堂
- ・キャンプ場
- ・文化財の保管展示のための資料館の設置

2 主として社会教育関係団体の諸活動の促進、援助のための条件整備に係わるもの

(1) 団体育成

- ・民間団体の育成—連絡協議会等連合組織の強化、充実
- ・各民間団体の自主的な運営に移管
- ・補助金の時限交付
- ・行政広報による情報提供機会の提供
- ・一定期間毎の調査

(2) 指導者養成

- ・年間事業計画の中の定期的位置づけ（研修）
- ・研修の対象の拡大

　例えは地域の諸活動を通じて町づくりに係わっている人々

- ・人材発掘調査
- ・人材活用調査
- ・事前の準備研修

(3) ボランティア養成

- ・一般ボランティアの発掘と組織化
- ・子供会活動の指導
- ・公民館活動等への労力提供
- ・地域における文庫活動
- ・ボランティア発掘調査
- ・ボランティア活用調査
- ・事前の準備研修

3 主として社会教育諸活動の機会の提供に係わるもの

(1) 内容領域別

- ア 同和教育の推進
- イ 体育の振興
- ウ 読書活動の推進
- エ その他

(2) 対象人口別

- ア 青少年教育の推進
- イ 成人教育の推進

(3) 方法別

- ・放送を利用した個人学習への援助
- ・カウンセリングサービス（の制度化）

- ・学習や活動に係わる情報の提供
- ・集団学習から個人学習へ
- ・講師主導型から学習者主導型へ
- ・中央公民館や中央図書館においての側面的な学習援助機能の整備
- ・各居住地区コミュニティの自治公民館の積極的活用
- ・全住民が活用できるような自治公民館の柔軟性のある利用条件整備

4 その他

- ・音楽・演劇・美術等の鑑賞や創作活動の機会の提供
 - ・歴史・民俗・芸術・自然科学等に関する資料の収集・保管・展示
 - ・天然記念物・指定文化財等の保護
 - ・町史の編さん→教養の増進・調査研究の奨励
 - ・文化会館・歴史資料館等の施設の整備→「揚と機会」の提供
 - ・文化振興協議会
 - ・郷土史研究会
 - ・各種文化財保存会
 - ・植物友の会
 - ・指導者の養成・派遣等の援助活動の促進
 - ・仏像の修復
 - ・町内の史跡の保護・整備
 - ・史跡めぐりコースの設定
- 団体育成

(三) 「実施計画」の作成

以上述べてきた「基本構想」および「基本計画」は、宗像町の市制移行を契機とした行政10ヵ年計画（通称マスター・プラン）の中に他の部局の諸計画とあわせて組み入れられ、町行政の指針として印刷されることになっている。特に「基本構想」については町議会の承認が必要とされ、そこで支持された理念および社会教育行政の目標は、教育委員会当局の今後の姿勢及び施策を拘束するという点で極めて重要な意味をもっている。さて、次の問題は、「基本構想」「基本計画」に基づいて個別事業の実施計画をスケジュール化し、いわば実施細案とでも呼ぶべき個別事業のプログラムを立案することである。

表6 本町の社会教育における向こう10年間の重点施策（基本計画）一覧表(1)

	1 主として社会教育の基幹施設の整備に係るもの	2 主として社会教育関係団体等の諸活動の促進、援助のための条件、整備に係るもの	3 主として社会教育諸活動の機会の提供によるもの（内容・領域別、対象人口別、方法別）	4 その他（文化の振興、文化財の保護、展示）
56	市民体育館（武道場を含む）働く婦人の家の用地先行取得 総合グラウンドの用地先行取得 学校、社会教育の共用施設	補助金の見直し及び時限化 人材、ボランティア発掘、活用調査	・ジュニアリーダー発掘、活用調査 ・子供会連合組織結成 指導者養成 読書グループ養成（十団体以上に）	青少年育成会の組織強化 歴史資料収集の一貫としての農機具等の管理、保管
57	働く婦人の家（テニスコート、ゲートボール場含む） 類似公民館の施設、内容の充実 釣川沿いサイクリングコース 相撲場、弓道場	連絡協議会結成、文化振興協議会の自主運営 人材、ボランティア発掘活用調査	・ジュニアリーダー発掘活用開拓企画 宗像町公民館選新登録の推進 講習・教室等 指導者養成（十団体以上に）	第一次 宗像町文化財の指定 町史の編さん
58	文化会館（歴史資料館併設） (各施設を結ぶジョギングコース併設) ナイター施設	人材、ボランティア活用を図るための事前の研修、講習	市民体育祭 配本活動 市長賞受賞者	ジュニア・シニア活動 自主運営
59	勤労青少年ホーム ナイター施設	青少年育成会の自主運営	配本活動 市長賞受賞者	
60	総合グラウンド（サッカー、ラグビー、ソフトボール場、テニスコートを含む） ナイター施設	基本調査	↓	各地区学級 事前研修・講習
61	屋内温水プール 東郷分館用地の取得			
62	東郷分館（テニスコート、ゲートボール場含む）			
63	中央図書館（歴史資料館併設）		レザーマン アビテラス 管理 アビテラス 者 講習 等 書	第三次 宗像町文化財の指定
64				
65		基本調査		

表7 年次を問わない新たな考慮すべき諸事業一覧表(2)

- | |
|---|
| ① 行政広報による情報提供機会の提供 |
| ② 指導者養成計画を年間事業計画の中に定期的に位置づける |
| ③ 同和教育の推進
研修会、講演会、指導者研修会、識字学級、地区子供会、補充学習、その他啓発事業の毎年度継続実施 |
| ④ 歴史、民俗、芸術、自然科学に関する資料の収集、保管、展示
(社会教育施設の整備に合わせて) |
| ⑤ 新しいグループ・サークル活動など文化団体の育成
(文化振興協議会は除く) |
| ⑥ 指導者養成、派遣(人材、ボランティアの養成活用として) |
| ⑦ 町内の史跡の保護整備 |
| ⑧ 史跡めぐりコース(サイクリングコースの整備に合わせて)の設定 |
| ⑨ 音楽、演劇、美術等の鑑賞や創作活動への積極的取り組み |

ある。前頁の表6は「基本計画」に盛られた諸事業を10ヵ年計画にスケジュール化したものであり、表7は年次を問わない新たに考慮すべき諸事業である。

各年次に予定された個々の事業については、主として社会教育委員会が実施細案について検討すると同時に、あわせて「青少年問題連絡協議会」や「体育協会」(体育・スポーツ団体の連絡組織)および「文化振興協議会(文化・芸術団体の連絡組織)」からも意見や要望を取り入れるべく実施計画等の検討を依頼している。実施計画案の作成は、社会教育委員会を「施設整備計画」「団体育成計画」「指導者養成計画」を主として担当する「行政部門」の在り方を審議する班と、「社会教育プログラム」の実施計画、いわゆる「事業部門」の在り方を審議する班とに二分し、昭和55年度4月から審議が開始されている。また多分野にまたがる計画は府内「コミュニティ会議」において関連分野の調整・検討が行われることになっている。

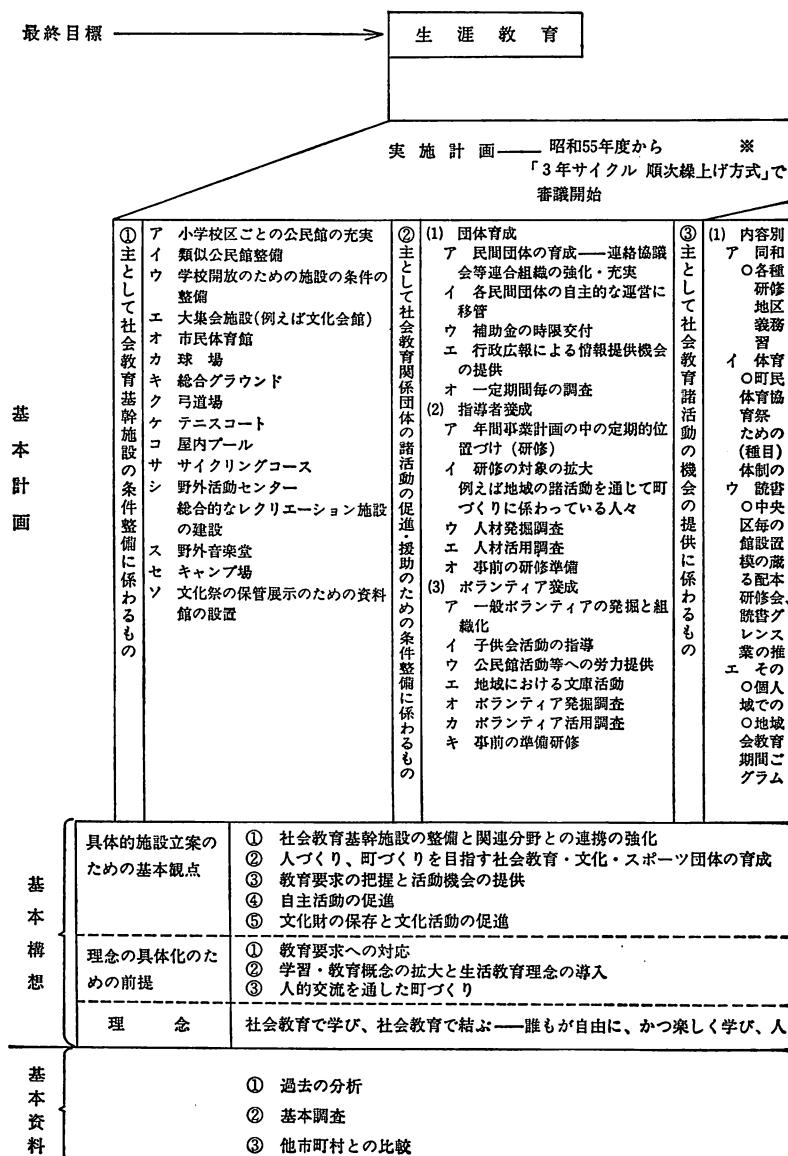
(四) 宗像町社会教育行政10ヵ年計画の全体構造図

以上宗像町における社会教育行政計画の基本事業を総合し、その構造を一

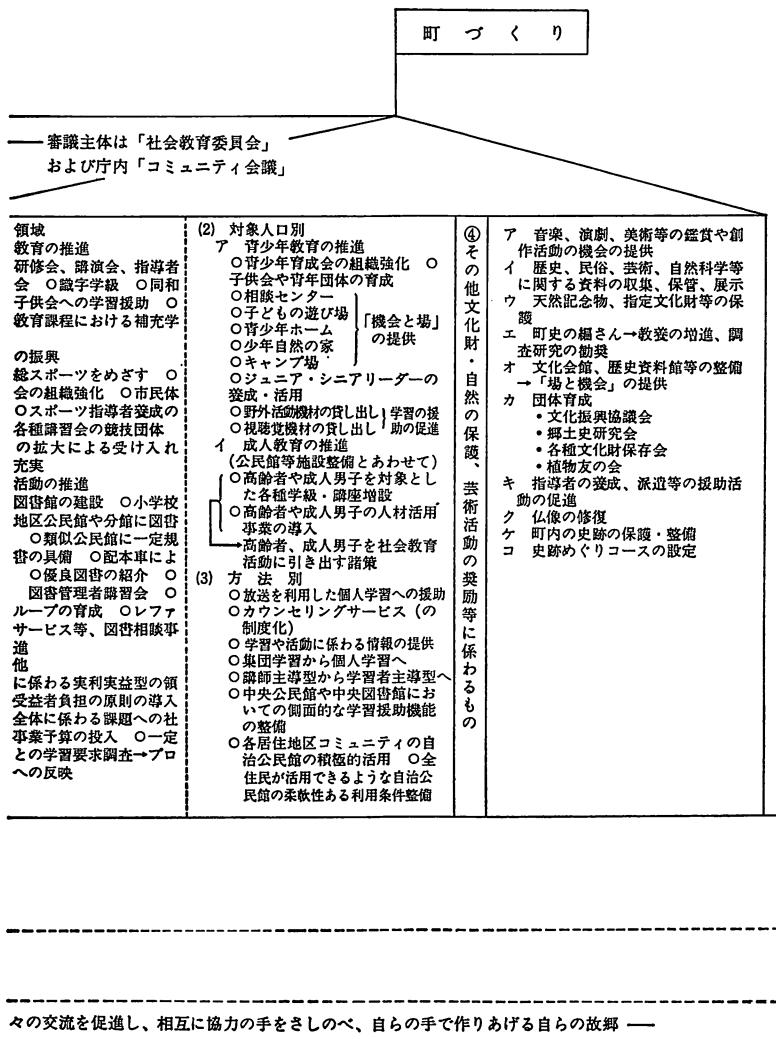
一 地方創造と生涯教育体制確立のための構想 209

軒の「家」にたとえて図示すると「基礎」から「屋根」にいたる組立てはおよそ次のとおりである。

図2 宗像町社会教育行政10カ年



計画の全体構造図



〔※ 昭和55年度は、56、57、58年の3か年を、昭和56年度は57、58、59年の3か年を
 というように1年ずつ順次、繰り上げながら、3年のサイクルで計画を検討・修正していくとするやり方。〕